

東金市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市規則第 4 2 号

東金市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

東金市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

東金市保育の利用に関する規則（平成２７年東金市規則第１８号）の一部を次のように改正する。

別表　２　調整基準の表加算指数の項８の目中「＋７」を「＋５０」に改め、同項９の目中「含む」を「除く」に、「＋１」を「＋５」に改め、同項に次のように加える。

１０	８以外の場合で、当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹（多胎児に限る。）が同時に保育所等に申込みをしている。	＋５０
----	--	-----

別表　２　調整基準の表減算指数の項中「１０」を「１１」に、「１１」を「１２」に、「１２」を「１３」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の東金市保育の利用に関する規則の規定は、令和９年４月１日以後に新たに保育を利用しようとする者について適用し、同日前に新たに保育を利用しようとする者については、なお従前の例による。